

承認第1号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決第1号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和3年11月30日発生、市営富田住宅C棟における雨水排水管詰まりによる物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和4年2月7日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 事故発生年月日
令和3年11月30日
- 2 事故発生場所
兵庫県南あわじ市神代富田7番地1 富田住宅C棟
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市営住宅雨水排水管詰まりにより、雨水がベランダから室内に流入したため相手方の家財を破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	家電・家財・食料品	54,295円

承認第2号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決第2号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和3年11月30日発生、市営富田住宅C棟における雨水排水管詰まりによる物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和4年2月7日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

- 1 事故発生日
令和3年11月30日
- 2 事故発生場所
兵庫県南あわじ市神代富田7番地1 富田住宅C棟
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市営住宅雨水排水管詰まりにより、上階室内にベランダから雨水が流入したため雨漏りが発生し、相手方の家財を破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	家財	20,000円

承認第3号

損害賠償額の決定及び和解の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

専決第3号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和3年11月30日発生、市営富田住宅C棟における雨水排水管詰まりによる物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和4年2月7日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 事故発生年月日
令和3年11月30日
- 2 事故発生場所
兵庫県南あわじ市神代富田7番地1 富田住宅C棟
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

市営住宅雨水排水管詰まりにより、上階室内にベランダから雨水が流入したため雨漏りが発生し、相手方の家財を破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	家財	14,000円